

管理番号 _____

リ・スキリング等教育訓練支援融資訓練状況確認申請書

求職者

_____公共職業安定所長 殿

リ・スキリング等教育訓練支援融資に係る貸付を受けるための「リ・スキリング等教育訓練支援融資訓練状況確認書（リ・融資様式5）」の発行を受けたいので、必要な確認書類を添えて申請いたします。
なお、申請に当たっては、下記の全項目及び裏面の注意事項について確認及び誓約をいたします。
また、裏面の注意事項の全てについて確認及び了承しています。

記

1 融資額について

☐ 下記の金額のリ・スキリング等教育訓練支援融資の貸付を希望します。

	合計	教育訓練費用	生活費用
融資希望額	円	円	円

☐ 教育訓練費用について、学費納入用の請求書等 必要な資料をすべて添付しています。なお、添付された資料から項目及び金額が確認できない場合又は公共職業安定所から指示した資料が出せない場合は融資できなくなる場合があることについて了承します。

2 以下に記載された記載のすべての事項を確認・了承の上、下記のチェックボックスにチェックし、最後に記入日及び氏名を記載してください。

☐ 1. 私は、リ・スキリング等教育訓練支援融資制度に係る以下の対象教育訓練の受講を継続しています。
(受講中の講座に「○」をしてください。)

- ① 学校教育法に基づく大学等が提供する教育訓練
- ② 教育訓練給付の講座指定を受けている法人が提供する教育訓練
- ③ 求職支援訓練又は公共職業訓練等

・ 訓練実施機関名 _____

・ 受講予定の講座名 _____

☐ 2. 私は、1に記載した受講中の教育訓練を修了する意思があります。

☐ 3. 私は、次の理由により、リ・スキリング等教育訓練支援融資の貸付を引き続き希望します。

[

]

☐ 4. 私は、リ・スキリング等支援融資が貸付であり、貸し付けられた資金は利息とともに期日までに返済する義務があることを了解しています。また、現在、利息については滞ることなく返済しています。

☐ 5. 私は、貸付金に係る関係書類の偽造や虚偽の記載等により不正受給処分を受けた場合又は確認申請書類の虚偽記載等により貸付の不正利用が発覚した場合には、あらかじめ定めた返済方法にかかわらず、直ちに債務残高の全額を一括返済すること、また、不正受給処分を受けた場合等には詐欺罪等として処罰されることがあることを了解しています。

☐ 6. 私は、リ・スキリング等支援融資によって融資を受けようとする費用に対して、給付または融資を受ける制度（職業訓練受講給付金、教育訓練支援給付金、求職者支援資金融資、技能者育成資金融資、就職安定資金融資、訓練・生活支援資金融資、教育訓練実施機関や国・自治体等が実施する奨学金等）を利用していません。

なお、受講予定の教育訓練が1の②である場合であって、このうち教育訓練給付金の厚生労働大臣による指定講座を受講している場合、訓練終了後、教育訓練給付の受給を予定している場合については、本融資の教育訓練費用の利用はできないことを承知しています。また、専門実践教育訓練給付金の受給申込みをした者であって、教育訓練支援給付金の受給申込みをしている場合については生活費も利用できないことを承知しています。

☐ 7. 私は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員ではありません。

☐ 8. 私は、リ・スキリング等教育訓練支援融資の返済免除の対象となる講座（求職者支援訓練、公共職業訓練、教育訓練給付の指定講座）及び免除対象要件について理解しています。

☐ 上記1から8の全ての項目に該当する。

令和 年 月 日

(氏名) (昭和・平成・令和 年 月 日生)

※ 裏面の注意事項も確認・了承の上、上記チェックボックスにチェックし、記入日及び氏名を記載してください。

注 意 事 項

- ☐ I. 教育訓練等の受講を前提とした貸付制度であること
- ・ 1. リ・スキリング等教育訓練支援融資は、対象の教育訓練等を受講することを対象とした融資であることから、借入れの手続きを行うためには、教育訓練等を受講する必要があります。
 - ・ 2. リ・スキリング等教育訓練支援融資の内、生活費分の融資は、3か月毎の定期融資です。
- ☐ II. 借入れの手続き
- ・ 1. このリ・スキリング等教育訓練支援融資の借入れ手続きについては、労働金庫に赴いて手続きを行う必要はありません。
教育訓練費分の融資については、リ・スキリング等教育訓練支援融資要件確認書（リ・融資様式1）によって労働金庫に申請し、労働金庫と契約を締結した項目等の範囲内のみ借入れをすることができます。
 - ・ 2. 貸付の決定は労働金庫が行います。このため、ハローワークから「リ・スキリング等教育訓練支援融資訓練状況確認書（リ・融資様式5）」を発行された場合でも、労働金庫において金融機関としての審査があり、多重債務者や自己破産者等の返済困難者等である場合のほか総合的な判断結果として貸付を受けられない場合があります。
- ☐ III. 返済
- ・ 1. 返済は、毎月末日を返済日とし、初回融資があった日の次々回返済日以降、訓練終了月の1年後までを元金据置期間として利息のみを返済し、元金据置期間終了月の翌月から10年以内（最終弁済時年齢76歳未満）に元利均等払いにより返済することになります。
 - ・ 2. 訓練を途中で退校した場合（就職や自己都合等、理由は問いません）には、当初契約の据置期間は認められません。速やかに労働金庫及びハローワークに届け出のうえ、労働金庫にて契約変更手続きをとってください。
- ☐ IV. 返済免除の手続き
- ・ 1. 返済免除は、確認申請時に提出する最新の収入確認書等によって確認できる年収が500万円未満である者が、返済免除の対象となる教育訓練（求職者支援訓練、公共職業訓練及び雇用保険法第60条の2に基づき厚生労働大臣が指定する教育訓練給付の指定講座）を修了した日の翌日から1年以内に安定した雇用（雇用保険被保険者として1年以上の雇用継続）に就き、訓練受講前の賃金に比べ、就職後5%以上賃金が上昇した場合に対象となることを理解しています。
 - ・ 2. 返済免除申請時点及び申請以降、返済免除申請者が、貸付を受けたリ・スキリング等教育訓練支援融資の返済を滞納していない場合に返済免除の対象となることを理解しています。
 - ・ 3. 就職支援計画書に基づく指定来所日にやむを得ない理由以外の理由で来所しない等安定所の拒否したことがない場合に返済免除の対象となることを理解しています。
 - ・ 4. 上記の他にも返済免除の対象要件があることを理解しています。
 - ・ 5. 返済免除の対象は、返済免除の申請をハローワークが承認した日時点の債務残高となるため、ハローワークでの審査期間等によって返済免除される債務残高が変動することを理解しています。
- ☐ V. 連絡先等の変更の届出
- ・ 住所、電話番号などの連絡先及び氏名を変更した場合はすみやかに労働金庫及びハローワークに届け出てください。
※ 各種届出を行うべきハローワークは、原則として、「リ・スキリング等支援融資要件確認書（リ・融資様式1）」を発行したハローワークとなります。

☐ 上記 I から V の全ての項目を確認し、了承する。

※ 上記の注意事項について確認・了承の上、上記チェックボックスにチェックしてください。